

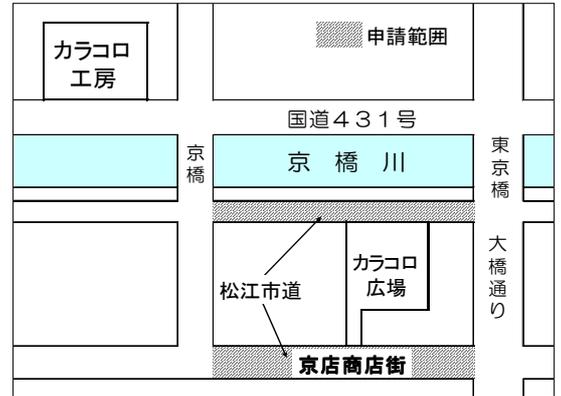
こっころ
「松江京店・カラコロ coccolo Sunday」集いと交流促進特区

(受付番号 7 申請者：松江京店商店街協同組合)

1 申請内容

(1) 目指す地域活性化

- 平成19年4月から毎月第2日曜日に、松江京店商店街が地域と連携して、松江京店商店街及びカラコロ広場周辺において、フリーマーケットや子育て支援イベントや小中学生の体験事業等を行う「松江京店・カラコロ coccolo Sunday」を開催し、ファミリー層を主対象とした中心市街地の活性化をめざす。



(2) 求める措置の内容

- ① 道路上でのフリーマーケット開催のための道路使用許可申請と道路占用許可申請の手続きについて、事業の代表者である松江京店商店街協同組合による包括1件申請が行えるようにすること。
また、定期開催であるので3か月を単位とした年4回の申請とすること。
(関係法令等：道路交通法、道路交通法施行規則、道路法)
- ② 道路使用許可申請にかかる手数料の免除
(関係法令等：道路交通法、警察に関する手数料条例、警察に関する手数料条例の規定による手数料を免除する者)

2 対応方針

松江京店商店街協同組合が開催する「松江京店・カラコロ coccolo Sunday」は、組合が作成する事業計画書及び3か月毎の実施計画書に基づき計画的に実施されるものであり、事業に公益性が認められることから、県と市が共同して、天神市出店参加促進特区（平成18年7月18日特区認定済み）の事例に準じて、許可手続きを緩和する。

(1) 道路使用許可関係

- ① 道路使用許可単位
出店者毎の申請 → 主催者による包括1件申請
- ② 道路使用許可期間
1か月単位 → 3か月単位
- ③ 道路使用許可申請にかかる手数料
申請毎に手数料納付 → 手数料免除

(2) 道路占用許可関係（松江市）

道路占用許可申請手続きについても、県と同様に包括1件申請及び申請期間の延長を認める。道路占用料については、申請の事例では100%免除となる。

《詳細》

(1) フリーマーケット出店にかかる道路使用許可関係

①道路使用許可単位 【出店者毎の申請 → 主催者による包括1件申請】

現行：露店等の許可単位（申請単位）は、一行為一申請を原則とし、包括1件申請を認めるについては、意思の主体、目的、時間、場所、方法又は形態の同一性と申請者による管理状況により個別に判断している。

対応：対象事業については、松江京店商店街協同組合から、出店者の募集・決定から実際の出店管理までを組合による一体的な事業とする事業計画書（年間計画）が提出されており、この計画書に基づき主催者である組合による管理・運営の徹底が図られることから、組合の包括1件申請を認める。

②道路使用申請許可期間 【許可期間：1か月単位 → 3か月単位】 ※特例措置

現行：交通管理上、現在の道路使用許可期間は最長1か月としている。

対応：対象事業は、事業計画書（年間計画）及び3か月毎に作成される実施計画書に基づき計画的に実施されるもので、他の交通に支障を生じさせない場所で行われ、出店者に変動もなく、営利目的のものでないことから、使用許可の期間を3か月毎に延長することを認める。

③道路使用許可申請に係る手数料の納付 【申請毎に手数料納付 → 手数料免除】

現行：祭礼、縁日等で露店等を出店するときは、1件につき2200円の道路使用許可の手数料を徴収している。手数料免除については、手数料免除規定に該当するかどうかを個別に判断している。

対応：事業計画書等によると、フリーマーケットの他、子育て支援の活動や子どもの体験学習プログラム等が計画されており、これらの活動にフリーマーケット出店者からの負担金が一部充当される予定である。

また、松江市も京店商店街のこの取組みは公益性の高い事業と考えており、必要な協力をしていく意向である。

これらのことから、対象事業は公益性が高い事業と認められるので、手数料条例の減免規定を適用する。

(2) 道路占用許可関係

対象となる道路の管理者は松江市であるが、県と同様の考えから包括一件申請及び申請期間の延長を認めることとしている。

道路占用料については、祭典、縁日、売出し等で臨時に道路を占用する露店等で、占用期間が連続して10日以内の場合は、既に100%免除されている。